

昭和二十九年一月

わが國の火災の実態と消防力の現状

國家消防本部

# 目 次

一、はじめに		一頁
二、火災発生及びその損害の現状と趣向		二頁
(一) 昭和二八年の火災		二頁
(二) 近年の火災の傾向		二頁
ノ 出火件数の推移及び出火率		三頁
ヌ 火災損害の傾向（坪数・損害額・死傷者数）		六頁
ハ 火災の原因について		一三頁
三、わが国の火災の特長並びに対策の概要		一七頁
(一) 火災の特長		一七頁
(二) 延焼しやすい原因		一八頁
(三) 延焼制限のための法的措置の概要		一八頁
四、消防力の現状		二〇頁
(一) 消防力の充実が火災損害の局限に与える影響		二〇頁
(二) 市町村現有消防力の総和と過去の消防力		二一頁
(三) 市の消防力の現状		二四頁
(四) 町村消防力の現状		二九頁
五、火災の未然防止、早期通報及び初期消火		三一頁
(一) 火災の未然防止		三一頁
(二) 早期通報		三四頁
(三) 初期消火		三五頁
六、おわりに		三八頁

一 はじめに

人の不慮の死傷ほどわれわれの心を暗くするものはない。交通機関の事故や地震台風等の記事をみても死傷者がなければ、ほっとするものである。これは人間の生命や身体はかけがえのないからである。

また、食糧とつらいものはない。といわれているとおり、食糧不足のも苦痛である。今日、経済界の不況から倒産して清算のため死を選び、又は失職して窮乏の結果一家心中を企てる等の悲惨なできごとが多いのをみても、経済問題の重要さがひしひしと胸をうつのである。

この二つの不幸を同時の間にもたらす悲惨な災害の一つに火災がある。すなわち火災による死傷者は年間一万人に達し、物的直接損害額は数百億の巨額に達しているのである。しかも火災の損害はこれのみに止まるものではなく、後多の派生的な損害を生ずることを考へるとき、火災こそは、国民の福利増進を阻む一大障害であるといわねばならない。

火災の損害を軽減して安寧秩序を保持し、社会公共の福利を増進するためには、消防力の充実と建築物等の不燃化とを推進し、一面において火災の早期鎮圧を図ることもに他の一面においては、燃焼速度を局限する基本的な施策を必要とする。これは勿論であるが、わが国の財政及び経済の諸状況はこれら、両施策の早急な推進を至難ならしめている。

そこでわれわれは、わが国の火災の発生の原因及び延焼の性質を検討して、われわれが直ちに

(2)

実践することの可能な火災の未然防止、早期通報及び初期消火の諸方策によって所期の目的達成を図らねばならない。が、このためには国民全体の協力が絶対的に必要である。本稿は、国家消防本部において調査した諸統計を基礎として火災の実態を一般に周知して火災の未然防止・早期通報及び初期消火に關する資料を提供しようとするものである。

二、火災発生及びその損害の現状と傾向

(一) 昭和二十八年の火災

昭和二十八年には二五、六七七件の火災が発生し、下のような損害を生じている。

これによる物的直接損害見積額二四二億五千五百余万円

このことは、毎日国内のどこかで約七〇件の火災が発生し、一三人の死傷者を出し、一、八〇〇坪の建物と一四六町歩の山林原野とを灰にし、六六、四五四千四の畜を失っているわけである。

このように多数の死傷者を出し、かつ、莫大な物資が文字どおり灰じんに帰する悲惨な火災は近年どのような傾向にあるであろうか。

(二) 近年の火災の傾向

出火件数の推移及び出火率

死者	499人
負傷者	4392人
建物焼損坪数	656,912坪
山林原野焼失坪数	53,338町歩
り災畜頭数	12,535頭

(1) 出火件数の推移

出火件数は年々漸増の傾向にある。この出火件数が近年どのような上昇線をとっているかという点、下表のように昭和二三年に九パーセントの減少を示したほかは毎年増加しており、昭和二八年中には前年の昭和二七年よりも更に一六パーセント余、すなわち三六〇〇余件の着増をみており、昭和二二年（自治消防発足の前年）を一〇〇とする指数は一三七を示している。

年 別	出火件数	対前年比増加件数	対前年比増減率	指 数
昭和22年	12,206			100
昭和23年	17,022	▲1,784	▲9%	91
昭和24年	18,484	1,462	9%	100
昭和25年	19,243	759	4%	102
昭和26年	21,223	1,980	10%	114
昭和27年	22,075	852	4%	117
昭和28年	25,677	3,602	16%	137

註 ▲印は減を示す

しかも昭和二三年以降昭和二七年までの間においては、火災発生が増加もさることながら火災の発見又は聞き込み、若しくは火災の認定の基準の変更等による増加も又相当の数字に上つていているものと考えられる。が、昭和二十八年中にはそのような意味の増加はほとんど見受けられず、火災そのものの純増と推定されるだけに、この増加は大いに注目する必要がある。次に出火件数の地域別人口対比の率を眺めてみよう。

(2) 出火率の地理的変動

次表は全出火件数の年間における人口一〇〇〇人当りの率であるが、

府 県 別	出 火 率	順 位
北海道	0.35	2
青森	0.30	3
岩手	0.24	6
宮城	0.21	9
秋田	0.28	4
山形	0.19	11
福島	0.17	13
茨城	0.19	11
栃木	0.20	10
群馬	0.17	13
埼玉	0.19	11
千葉	0.14	16
東京	0.39	1
神奈川	0.35	2
新潟	0.19	11
富山	0.24	6
石川	0.22	8
福井	0.22	8
山梨	0.17	13
長野	0.21	9
岐阜	0.23	7
静岡	0.17	13
愛知	0.24	6
三重	0.17	13
滋賀	0.16	14
京都	0.39	1
大阪	0.39	1
兵庫	0.18	12
奈良	0.17	13
和歌山	0.22	8
鳥取	0.28	4
島根	0.23	7
岡山	0.25	5
広島	0.30	3
山口	0.25	5
徳島	0.21	9
香川	0.20	10
愛媛	0.19	11
高知	0.19	11
福岡	0.21	9
佐賀	0.15	15
長崎	0.18	12
熊本	0.18	12
大分	0.20	10
宮崎	0.19	11
鹿児島	0.15	15

これをみると七カ年間の全国平均出火率は人口一〇〇〇人当り〇・二四となっており、府県別では東京都、京都府、大阪府がそれぞれ〇・三九で最高を示し、次いで北海道、神奈川県が〇・三五、青森、広島の両県が〇・三〇、秋田県、鳥取県が〇・二八、四国、山口両県が〇・二五で五位を占めている。又出火率の低いことでは千葉県の〇・一四、これに次いで佐賀、鹿児島両県の〇・一五であり、全国平均率の〇・二四にあたるのが岩手、富山、愛知の三県である。

- 註 1. 出火件数は昭和22~28年の7年間の平均値を用いた。  
 2. 人口は昭和25年10月1日国勢調査のものを用いた。  
 3. 出火率は人口1,000人に対する率である。  
 4. 小数点以下第三位を四捨五入した。  
 5. 全国平均は0.24である。

このような出火率の高低は、火災統計のとり方特に「小火」の取扱い方如何が大きな影響を与えているから一概には論ぜられないが、概ねその地域の気象条件（特に湿度）と、産業の構成、生活様式及び建築物の構造並びに火災予防の状態等の社会的条件とが強く影



府県別	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
全 国	1,179,238	773,239	918,899	692,952	717,752	713,109	656,912
北海道	73,985	20,318	110,925	54,433	57,201	58,121	67,795
東北地区	23,690	33,657	22,122	17,187	26,827	24,640	24,551
北 京	67,514	25,304	26,911	16,133	27,439	17,145	20,683
北 岩	29,818	15,532	13,383	11,823	13,517	14,422	14,730
北 秋	17,553	31,374	95,505	45,503	19,179	22,456	31,404
北 山	27,336	12,397	14,173	11,180	29,665	9,411	7,141
北 福	23,572	22,855	20,303	23,306	32,070	19,437	28,237
南 京	29,669	11,940	17,046	16,929	17,826	11,421	16,309
南 茨	12,711	30,718	23,471	10,978	14,083	12,229	16,740
南 茨	13,311	11,808	11,256	13,682	15,823	10,743	13,755
南 茨	13,996	13,072	16,348	9,984	11,375	11,030	14,853
南 茨	12,600	10,630	11,482	7,500	8,608	6,600	9,435
南 茨	42,495	39,175	38,807	36,467	33,100	29,001	32,388
南 茨	36,698	22,246	21,479	17,531	19,861	12,774	15,344
北 新	40,079	37,963	23,742	21,291	22,990	15,323	29,286
北 新	20,926	10,856	10,880	8,030	17,167	10,256	11,356
北 新	8,706	7,178	15,155	10,254	9,212	8,513	7,009
北 新	6,017	10,095	6,901	6,033	11,318	9,410	5,629
東 山	7,045	4,615	107,089	5,775	4,256	4,532	7,912
東 山	327,402	30,719	21,226	39,709	18,496	19,163	15,046
東 山	17,869	15,648	14,003	8,015	11,548	11,932	10,583
東 静	27,081	23,315	20,026	59,914	20,562	12,887	13,516
東 静	21,494	17,864	18,503	15,788	19,132	15,295	15,508
東 静	13,656	4,662	2,062	5,277	27,323	8,472	5,369
近 滋	5,985	2,685	3,379	3,394	7,197	1,884	2,100
近 滋	15,268	16,270	9,884	10,883	15,955	8,791	8,086
近 滋	39,833	23,801	19,719	18,865	21,831	15,818	26,748
近 滋	26,960	21,779	24,274	17,524	25,026	19,627	17,488
近 滋	5,644	4,288	6,303	6,353	3,128	3,053	3,244
近 滋	13,869	6,963	5,295	3,811	5,327	6,591	4,093
中 高	7,652	5,017	9,507	11,169	6,378	142,491	8,605
中 高	5,428	10,231	13,493	4,156	5,130	5,333	4,997
中 高	17,978	13,707	8,468	9,554	8,313	8,570	8,990
中 高	35,511	24,039	17,923	15,383	16,415	14,606	14,953
中 高	30,410	11,110	15,374	24,651	12,837	14,748	14,008
田 德	12,825	5,534	4,977	4,106	8,504	2,066	3,277
田 德	4,118	3,500	3,809	2,369	4,646	5,956	3,704
田 德	7,753	17,745	7,585	7,878	14,045	11,633	10,022
田 德	9,152	7,038	7,663	6,567	4,197	6,093	7,794
九 福	37,373	18,338	24,732	19,220	25,477	18,761	26,631
九 福	9,830	3,565	6,144	4,057	7,835	3,293	4,164
九 福	22,204	9,996	9,689	10,715	5,620	10,596	10,068
九 福	10,563	14,736	8,857	12,672	6,517	9,301	13,703
九 福	12,403	10,281	9,438	8,604	10,734	8,576	9,563
九 福	23,280	8,566	5,468	6,300	5,772	4,389	6,615
九 福	8,003	7,549	7,994	11,955	8,390	15,752	13,361

次に建築物火災一件当りの平均焼損率を検討してみると、全国平均では昭和二三年

年 別	建築物焼損率	対前年比増減率%	対前年比増減率%	指数
昭和22年	1,179,238			100
昭和23年	773,239	△40.5	△35	65
昭和24年	918,899	△145.6	△19	78
昭和25年	692,952	△225.9	△25	59
昭和26年	717,752	△25.0	△3.6	61
昭和27年	713,109	△4.8	△0.7	60
昭和28年	656,912	△86.1	△7.9	56

(註) △印は減を示す

重・鳥取・鹿嶋島の一マ県は減勢が認められない。そうしてこの

フルースには南東地区以北が多いことも注目し値することである

これに反して青森・秋田・福島・群馬・埼玉・石川・山梨・三

島の一都二府十二県であり、近畿地区の全府県がそろって安定し

ていることは注目すべきことである。

府県別に表示したものであるが、これをみると、安定した傾向を

示しているのは東京・神奈川・長野・岐阜・静岡

愛知・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・広島・徳

島の一都二府十二県であり、近畿地区の全府県がそろって安定し

ていることは注目すべきことである。

次にこのような傾向が地域別にどのような変動を表明しているかを検討してみよう。

府県別焼損率及び建築物火災一件当り焼損率

次頁の表は昭和二二年から昭和二八年までの建築物焼損率を

府県別に表示したものであるが、これをみると、安定した傾向を

示しているのは東京・神奈川・長野・岐阜・静岡

愛知・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・広島・徳

島の一都二府十二県であり、近畿地区の全府県がそろって安定し

ていることは注目すべきことである。

次にこのような傾向が地域別にどのような変動を表明しているかを検討してみよう。

府県別焼損率及び建築物火災一件当り焼損率

次頁の表は昭和二二年から昭和二八年までの建築物焼損率を

府県別に表示したものであるが、これをみると、安定した傾向を

(2)

ア 全国の累計比較

看名な大火があり極めて当然の結果と思われるが、岩手(四位)、福島(五位)、青森(七位)の三県はこの期間に大火(一万坪以上)を記録してはいないにもかかわらぬこのような高位置にあるが、これは調査の期間と大火の基準を変更してみれば直ちにうなむけることである。て、たまたまこの期間にだけ一万坪以上の大火災がなっただけである。

火災損害見積額というものは、火災による焼損及び消火のための消損並びに防集のために破壊された損害等、物的直接的な損害を罹災地における時価で評価したものである。これの近年の傾向をみると、下表のとおり各目損害額においては増加の傾向にある。しかしこれを物価指数(東京・卸売・総合)によつて実質損害額を算出して比較すると明らかに減少の傾向を示し、昭和二八年の指数は、昭和二二年の一〇〇に對して僅かに三〇・四と下落したことは注目し値することである。

なお、昭和二六年の実質損害額が特に減少を示しているのは、昭和二五年六月の朝鮮動乱以後の急激な物価の上昇が、火災損害

年別	火災総損害見積額(億円)	物価指数	実質損害額(億円)	対前年比増減(%)	同上年(%)	指数
昭和22年	10,864,193	100	10,864			100
昭和23年	13,323,769	266	5,009	△ 5.855	△ 53.9	46.1
昭和24年	26,997,305	434	6,221	△ 1.212	△ 24.2	57.3
昭和25年	27,812,185	513	4,252	△ 1,969	△ 31.6	39.1
昭和26年	22,228,151	711	3,126	△ 1,126	△ 26.5	28.8
昭和27年	28,613,883	725	5,326	△ 2,200	△ 70.4	49.0
昭和28年	24,255,832	735	3,300	△ 2,026	△ 38.0	30.4

(註) △印は減を示す

府県別	平均坪数	順位	備考
北海道	49.6	16	苫小牧大火
青森	64.8	7	
岩手	73.7	4	
宮城	42.3	22	仙台市大火
秋田	118.9	9	酒田大火
山形	57.9	9	
福島	72.8	5	
茨城	40.7	24	
栃木	57.0	10	塩谷町大火
群馬	53.3	13	
埼玉	32.4	33	小倉野町大火
千葉	37.8	28	
東京	15.4	43	
神奈川	23.0	41	
新潟	48.5	17	
富山	47.7	19	燕波村大火
石川	53.0	15	
福井	56.9	11	
山梨	212.4	2	谷村町大火
長野	67.6	6	上松町大火
岐阜	35.4	30	
静岡	62.1	8	熱海市大火
愛知	22.0	42	
三重	52.4	14	松阪市大火
滋賀	30.4	34	
京都	26.6	38	
大阪	14.8	44	
兵庫	27.2	37	
奈良	32.1	26	
和歌山	29.5	36	
鳥取	222.0	1	鹿坂市大火
島根	42.6	21	
岡山	25.9	39	
広島	33.1	32	
山口	53.5	12	
徳島	30.0	35	
香川	23.8	40	
愛媛	47.6	21	
高松	47.5	20	
福井	33.8	31	
佐賀	48.1	18	
長崎	37.4	29	
熊本	39.3	25	
大分	41.7	23	
宮崎	32.3	27	
鹿児島	47.5	20	

以前の分については建築物火災のみの件数が抽出されていない。下表のようになっており、五カ年間の平均は四一・三坪となつてゐる。これを府県別にみると、左表のようになつており、全国の平均値と低く、最高は鳥取県の二三三坪となつており、全国の平均値と同程度の府県は宮城、大分、茨城、熊本等となつてゐる。又さきに、出火率の最も高かつた一部二府がここでは最低の平均値を示していることは、海に臭味深いことである。

なお、平均値の高い鳥取県以下山梨、秋田、長野、静岡、山形、栃木の七県は、この五カ年間にそれぞれ

- (註)
1. 件数・坪数とも5年間の(昭和24~28)の平均値を用いた。
  2. 昭和23年以前の分については火災件数中の建築物火災の件数を調査が困難なため、小数点以下二位を四捨五入して表示した。
  3. 小数点以下二位を四捨五入して表示した。
  4. 備考欄の大火は10,000坪以上のものを掲げた。
  5. 全国平均は41.3坪である。

昭和24年	52.1坪
昭和25年	41.6
昭和26年	39.6
昭和27年	38.9
昭和28年	31.0

額の査定におくれて反映したためであると思われる。  
 イ、建築物火災損害について

建築物火災の一件当り平均損害額をみると、下表のように昭和二十七年に  
 鳥取市大火のため上昇を示したほかは逐次下降の傾向を示している。こ  
 の中で昭和二十五年（国勢調査の行われた年）を例にとり、国民一人当り  
 の損害額を算出してみると二五五円となっている。

建築物火災一件当り及び国民一人当りの損害額について一九五〇年の米  
 国火災統計パンフレットの数字と比較してみると、左上の表のように一件  
 当りの損害額では、日本は米国の三二倍に達しており、これによ  
 ってわが国の火災の延焼の大きさをうかがうことができる。又国民一人当りの損  
 害額では米国の方が四五倍強となっている。が、国民一人当りの損害額がどのよ  
 うな負担となるかは、その国の国民所得との関連において考慮されねばならぬ。

損 害	一件当り	国民一人当り
日 本	1,272,693円	255円
米 国	347,000	1,033

いま、一九五二年の日・米両国の国民一人当りの年平均  
 所得を算出し、それをドルに換算し、日本国民の一人当り  
 平均（一七ニドル）の所得を一として、その他の国々がそ  
 の何倍に当っているかを示すと、下表のように日本国民の

日 本	1
米 国	10.6
カナダ	7.5
スウェーデン	6.2
スイス	5.7
イギリス	4.4
フランス	4.0
西ドイツ	2.8
イタリア	2.8

年 別	損害額	修正損害額	修正係数
昭和24年	1,599,868円	1,599,000	100
昭和25年	1,272,693	1,166,000	115
昭和26年	1,205,074	739,000	163
昭和27年	2,054,753	1,230,000	167
昭和28年	1,102,780	652,000	169

(3)

一人当り平均所得は飛びはなれて低いのである。（世界六二カ国  
 中才三一位）従って、この見地から見れば、はるかに日本国民の  
 方が負担が重いわけである。

死傷者数

建築物の焼損坪数や全火災の実質損害というような物的損害は確  
 かに減少の傾向にあるが、焼けた建築物内に居た人や消活動に従事した  
 者等の火災による被害はどのような傾向にあるであろうか。

下表は昭和二十二年以降昭和二十八年までの各年間の死者及び負傷者数であるが、これをみると  
 昭和二十八年に大巾の減少をみたほかは年々著増の傾向にある。

ではいかなる種類の火災に死傷者が多いのであろうか。

年 別	死						傷					
	計	建物	物	林	野	船	計	建物	物	林	野	船
昭和22年	499	499	0	0	0	0	3120	3120	0	0	0	0
昭和23年	407	407	0	0	0	0	2453	2453	0	0	0	0
昭和24年	425	425	0	0	0	0	4758	4758	0	0	0	0
昭和25年	423	423	0	0	0	0	4692	4692	0	0	0	0
昭和26年	678	678	0	0	0	0	7153	7153	0	0	0	0
昭和27年	471	471	0	0	0	0	8315	8315	0	0	0	0
昭和28年	499	499	0	0	0	0	4891	4891	0	0	0	0

右表は昭和二十七年及び昭和二十八年の火災別死傷者調べであるが、死傷者のほとんどが建築物  
 火災によるものであり、これに次いで自動車火災によるものが多いことを示している。



おり、その他「短絡」・「混触」・「過負荷」・「スパーク」・「絶縁劣下」等を含んでいることに留意しなければならぬが、以上に掲げた十大原因による火災が全体の六四パーセントに及んでいるのである。

次に同一原因の年次経過をみると昭和二二年以降漸減又は頭打ちの傾向にあるものとしては「火鉢」・「火消壺」・「かまど」・「風呂場」・「ストーブ」・「取灰」・「焚火」・「汽車煤煙」・「電灯」・「自然発火」等があり、これに反して逐年増加の傾向を示しているのが「二たつ」・「コンロ」・「乾燥場」・「たばこ」・「煙突」・「漏電」・「電熱器」・「油引火」・「火柴」・「弄火」・「灰火」等であり、なかんずく「たばこ」・「煙突」・「漏電」・「油引火」・「弄火」等は二一兩年著しい増加を示している。

このことは生活・文化・経済等の社会的条件の影響によるものであろうが、前者の減少傾向のグループ中に比較的緩燃性の発火源が多いのに反し、後者のグループ中に「漏電」・「油引火」・「火柴」・「灰火」等の速燃性の発火源が多いことは、今後の火災対策上軽視することのできない点であらうと思われる。

(2)

火災は無知と不注意によって発生する人災である。

われわれは火災がどのような発火源から発生するかを知ることができた。次に如何なる経過によって発生するかを推論してみたい。前表の発火源を基礎にして火災に至る経過(動因

(14)

を考へると、

ア、電気的原因で発熱する。(漏電・短絡・混触・過負荷・スパーク等)

イ、化学的原因で発火する。(爆発・引火・自然発火等)

ウ、熱的原因で発火する。(再燃・余熱・摩擦・輻射・伝導等)

エ、火源あるいは着火物が動いて接触する。(転倒落下・飛火・接触等)

オ、機械器具の材質や構造の不良に基く。(破損・故障等)

カ、使用方法が不良に基く。(調整が悪い・使用区誤る・放置する等)

キ、天災地変による。(地震・台風・水害・落雷)

ク、放火・弄火

の八つに大別されるであらう。

これらの経過の中で人の周到な注意を以てしてもなおかつ避けることのできぬものを見出すことは至って困難なことであり、ただ僅かに天災地変による地震・台風・水害・落雷及び放火等のみが不可避な経過といえよう。

ではこの二つの経過によって発生した火災件数は年々何件あるかといふと、前表(原因別件数)に明らかなるように放火が昭和二三年の三九〇件を最盛とし、昭和二八年の八二八件を最高としており、落雷(雷火)が昭和二四年の七六件を最低とし、昭和二三年の一七五件を

最高としているに過ぎない。そうしてこれらの七年間の平均値は七六六件であり、全体の三  
七パーセントではないのである。換言すれば火災の九六三パーセント（不明火を除くと九  
五八パーセントに当る）は人の不注意に基くものであるということが出来る。

### 三 わが國の火災の特質並びに対策の概要

#### (一) 火災の特質

われわれは一、においてわが國の戦後七カ年間の火災の傾向を検討した結果、

一 出火率は、欧米諸國に比較すれば非常に低い。年々上昇の傾向にあり、これは文化の進展  
とともにある程度進めることのできない現象であること。

二 損害は、建築焼損事故及び損害見積額等の物的方面においては逐年減少の傾向にあるが、人  
の死、傷はむしろ増加しつつあり、又火災國として有名な米國の建築物火災一件当り平均損害  
額との対比によつて、わが國の建築物火災は延焼が非常に大きいこと。の二つの特長が明らか  
となつた。

更に、延焼面積の広い火災が多いことは火災史を調べることによつて明らかになることがこ  
きる。すなわち、世界的に有名な、ロンドン大火、サンフランシスコ大火、等を含めて、所  
謂世界五大火災の一位（東京大火）三位（横浜大火）五位（函館大火）の三つまでがわが國の火  
災によつて占められ、近年の大火は静岡、鳥取とわが國の独占するところとなつているのである。

(7)

(8)

このように大火（延焼面積の広い火災）の多いことが世界にけん伝されて、所謂「火災國」の悲  
しむべき汚名を冠せられているのである。

#### (二) 延焼しやすい要因

わが國の火災が出火率の低さにもかかわらず——というよりも大火になりやすいから愚命に用  
心しているのであるが——大火の多い理由は、

1. 建築物の構造的質が可燃物であること。
  2. 都市計画に防火的考慮が十分に払われていないこと。
  3. 強風・低湿度の日が多いこと。
  4. 消防力（水利・通報等を含む）が不充分であること。
- の四つに要約できるであらう。

ではそのような因子を排除して火災の損害を軽減するためにはどのような措置が講ぜられてい  
るであらうか。

#### (三) 延焼制限のための法的措置の概要

火災の延焼を制限し、ひいてはその損害を軽減して國民の福利を保護するためには、これに關  
連した幾多の法律が制定され、それぞれの行政機関によつて運営されている。

すなわち、一がいわゆる建築基準法を中軸とする建築行政で、二が都市計画法に基ずく都市計



掲げてみると、次頁) 23頁)の表のとおりである。(23頁下方の表)その後自治体消防の発足後、次改善された昭和二年五月一日現在のものを掲げると、次頁)23頁上方)の表のようになつてゐる。この三つの表)22頁及び23頁の表)に表わされた勢力の推移と、消防に関連のある諸般の状況の変遷の跡をたどつてみたいところであるが、ここではふれな

1. 人の部	消防本部(署)	救急車	93
	消防本部数	その他	432
	消防署数	ホース【2%】	78,600
	出張所数	消防団(整備を含む)保有の部	
	職員数	大型自動車ポンプ	1,166
	係主任員	中型 "	4,255
	警備員	小型 "	353
	員	自動車ポンプ	1,805
	係主任員	水槽付自動車ポンプ	134
	警備員	手引動力ポンプ	19,038
	員	可搬 "	7,237
	係主任員	既用 "	51,855
	警備員	その他の消防車	250
	員	その他	931
	消防団	ホース【2%】	249,425
	団数	" (既用)	221,389
	消防団整備部数	3. 水利、通報施設	
	消防団費総数	消火栓	200,838
	定員	防火栓	3,320
	実員	貯水槽(40m <sup>2</sup> 以上)	50,804
	消防団警備消防部	" (20m <sup>2</sup> ~40m <sup>2</sup> )	92,581
	定員	杆戸(40m <sup>2</sup> 以上)	18,251
	実員	" (20m <sup>2</sup> ~40m <sup>2</sup> )	120,515
	消防団非警備	火災報知機(受信装置)	115
	定員	" (発信機)	4,279
	実員	望楼(単一規模の以外)	619
	消防本部(署)保有の部	" (臨時的使用以外)	5,708
	大型自動車ポンプ	火の足様子	49,567
	中型 "	消防団内にある火災専用電話	540
	小型 "	加入 "	7,457
	自動車ポンプ	警報 "	2,092
	水槽付自動車ポンプ	消防 "	2,715
	手引動力ポンプ		
	可搬 "		
	既用 "		
	その他の消防車		
	消防艇		

〔註〕昭和28年4月1日現在

の比較的すぐれてゐる六大都市、そのほとんどが消防署を設けて常備の態勢にある市制施行地、主として非常備の消防団によつて守られる町及び村の四つのグループについて比較検討してみよう。昭和三八年の火災についてみると、下表の如く火災一件当り焼損坪数については、六大都市の平均を100とすれば、その他の市が二一七、村が二七八となり、町は実に五一五を示してゐるのである。このように六大都市の火災一件当り平均損害が特に低いのは、昭和二八年に限つたことではなく年々漸減の傾向を示してきてゐるのであつて、これは明らか

に消防力の充実により生じた成果であると考へられる。

(二) 市町村現有消防力の総和並びに過去の消防力

市町村の持つ消防の現有勢力(人員、機械、水利及び通報施設)は、次頁の表のとおりであり、年間の予算(昭和三八年年度当初予算)は約一七四一六百万円(一般会計総予算額の約四五パーセント)である。

この表へ次頁の表)に対比すべき過去の適當な年次の消防力の統計で信頼度の高いものを見出すことが困難であるから、いささか時代めくが参考のため昭和元年から八年までの人員とポンプの表を

比較区分	建築物火災一件当り平均焼損坪数 (坪)	建築物火災一件当り平均損害額 (円)
六大都市	11.1 <sup>甲</sup> (100)	454,992 <sup>甲</sup> (100)
六大都市以外の市	22.2 (200)	938,544 (217)
町	60.6 (546)	2,344,786 (515)
村	49.9 (448)	1,264,805 (278)
全国平均	31.0	1,103,780

註 ( )内の数字は六大都市の平均を100とした指数である。

(三)

危険を抑制しているであろうか。

市の消防力の現状

市の消防力の現状がどの程度に充足されているかを検討するためには、あるべきものの基準を定めておかなければならないが、ここでは「警設消防力の基準」(昭和二四・四・二二日 国消防庁四八号)と対比してみることにしたい。

警設消防力の基準により算出される自動車ポンプ台数と、現有自動車ポンプ台数とを一部の市(一府県から一市)を選び人口三万未満の大中小の市が纏らされるようにした( )について比較してみると、次頁の表の如く四六市中僅かに呉市一市のみが基準を上廻る(一〇八%)のみであり、呉市を除いた四五市中で基準の半ばに達する市が六を算するにすぎない。

しかしこれらの自動車ポンプの性能については当然車令のことを考慮に入ればならぬが、わが国の警設(消防本部)消防の保有する自動車ポンプの車令別台数をみると、26頁の表のように車令を重ねるに従って台数が増加しており、全体の五七パーセント強が一〇年以上のものになつて占められて

いる。これを基準台数ニマ台に対して三三五台を保有する最優秀の呉市について

25頁の表の註

- [A] 消防年報オ三等の数字による。
- [B] 1. 警設消防力の基準にもとづいて算出した。  
2. ( )内の大きい数字は実動車台数、小さい数字は予備車台数を示す。
- [C] 1. ( )内の数字は現有台数中に含まれている水櫃付自動車ポンプの台数を再掲したものの、  
2. 小型自動車ポンプ、自動三輪車等は消防団警備基準によって換算した。  
3. 現有台数の原数は消防年報オ三等の数字を使用した。
- [D] x印は不足の場合、o印は過の場合を示す。
- [E] o印は50%以上のものであり(16市)、o印は100%以上のものである(1市)。

1. 人の部 消防本部(署)	消防本部数 (206)	15,701人
	消防署数 (250)	
消防団	常備消防部隊 (154)	2,374人
	非常備消防団数 (10,060)	1,984,326人
2. 機械 消防本部(署)	自動車ポンプ	1,853
	自動三輪車ポンプ	73
	手引ガソリンポンプ	90
	腕用ポンプ	64
	消防艇	14
消防団(準備を含む)	自動車ポンプ	4,064
	中型(三輪)ポンプ	1,368
	手引ガソリンポンプ	12,411
	腕用ポンプ	53,190
	消防艇	17

いこととし、今日の消防が過去のそれと比較して改善充実にされているという結論だけを述べて置く。  
これはこの消防力が個々の市町村においてどの程度に火災

消防年別	組織 (1)		人員 (2)		ガソリンポンプ車 (3)			水櫃ポンプ (4)	水管車 (5)	購用 (6)
	特設	消防組	特設	消防組	自動車	オート三輪	その他			
昭和1年	(38)		(5,760)		(153)	(2)	(1)	(8)	(3)	
昭和2年	(39)		(5,791)		(152)	(3)	(1)	(8)	(3)	
昭和3年	(40)		(5,811)		(170)	(4)	(1)	(8)	(2)	
昭和4年	(41)		(5,694)		(172)	(4)	(1)	(8)	(2)	
昭和5年	(42)		(5,543)		(176)	(4)	(15)	(6)	(2)	
昭和6年	(42)		(6,473)		(183)	(3)	(32)	(11)	(2)	
昭和7年	(62)		(12,241)		(350)	(10)	(111)	(9)	(2)	
昭和8年	(62)		(12,674)		(345)	(6)	(107)	(9)	(3)	

註、本表は日本帝國統計年報及び大日本帝國内務省統計報告書に掲載されたものに較上若干の変更を加えたものである。

- (1) 欄特設の数字は署、派出所、屯所、請願出張所又は派出所の合計であり、( )内には署の数を再掲した。
- (2) 欄特設の数字には消防隊(現在の消防団非常備消防隊に当るもの)の数を含んでいる。この消防隊の数は( )内に再掲した。
- (3)~(6) 欄の( )内の数字は特設消防署に属するものであり、再掲したものではない。
- このほか原表には梯子自動車及び監督自動車があつたがスペースの都合で除いた。
- 特設消防の勢力が昭和7年から急激に増大したのは、主として東京市が大東京市になったためであらうと思われる。

市	人口 (昭和28年4月1日)	自動車ポンプ台数比較		基準台数に比較した 現有台数の 過不足台数 (D)	基準台数に 対する現有台数 の比率 (E)(%)
		基準の台数 (B)	現有の台数 (C)		
旭川市	137,345	17(14+3)	13,0(15)	X 4.0	0 7.6
釧路市	117,508	14(12+2)	10,5(13)	X 3.5	0 7.5
室蘭市	40,496	7(6+1)	1.0	X 6.0	0 1.5
石巻市	53,307	9(8+1)	5,0(1)	X 4.0	0 5.6
熊本市	49,187	8(7+1)	6,0(1)	X 2.0	0 7.5
山形市	105,292	14(12+2)	6,0(1)	X 8.0	0 4.4
福島市	96,734	13(11+2)	5,0(2)	X 8.0	0 3.8
水戸市	82,848	12(10+2)	6,0(2)	X 6.0	0 5.0
足利市	78,246	12(10+2)	4,0(1)	X 8.0	0 3.3
新潟市	101,784	13(11+2)	6,0(1)	X 7.0	0 4.6
行田市	33,727	6(5+1)	1.0	X 5.0	0 1.7
木更津市	38,195	7(6+1)	2,0(1)	X 5.0	0 2.9
八王子市	91,113	12(10+2)	8,0(2)	X 4.0	0 6.3
横濱市	266,244	33(28+5)	15,75(7)	X 17,25	0 4.8
三原市	52,459	9(8+1)	5,5(1)	X 3.5	0 6.0
高岡市	118,166	14(12+2)	6.0	X 8.0	0 4.3
金沢市	259,332	31(27+4)	9,0(3)	X 22.0	0 2.9
武生市	44,809	8(7+1)	7,0(1)	X 1.0	0 8.8
甲府市	125,811	16(13+3)	6,5(1)	X 7.5	0 4.1
松本市	87,241	12(10+2)	3,0(1)	X 9.0	0 2.5
大垣市	90,399	12(10+2)	4,0(1)	X 8.0	0 3.3
静岡市	260,245	33(28+5)	13,0(6)	X 20.0	0 3.9
豊橋市	157,387	18(15+3)	7.0	X 11.0	0 3.9
彦根市	60,236	9(8+1)	4,0(1)	X 5.0	0 4.4
藤原市	81,914	12(10+2)	3,0(2)	X 4.0	0 6.7
塚原市	289,002	34(29+5)	24,0(5)	X 10.0	0 7.1
西宮市	200,745	22~27(23+4)	9,0(3)	X 13.0~18.0	0 4.1~3.3
奈良市	99,045	13(11+2)	8,0(2)	X 6.0	0 6.2
和歌山市	203,130	22~27(23+4)	10,0(2)	X 12.0~17.0	0 4.5~3.7
和歌山府	62,981	9(8+1)	6,0(1)	X 3.0	0 6.7
松江市	83,242	12(10+2)	3,0(3)	X 9.0	0 2.5
倉敷市	75,499	11(9+2)	3.0	X 9.0	0 1.8
呉市	195,215	20(17+3)	23,5(6)	0 3.5	0 11.8
宇部市	140,042	17(14+3)	6,0(3)	X 11.0	0 3.5
島根市	134,695	11(10+1)	5,0(2)	X 11.0	0 3.1
徳島市	139,932	17(14+3)	5,0(1)	X 11.0	0 3.5
丸尾市	40,725	7(6+1)	3,5(2)	X 3.25	0 5.5
松山市	172,205	19(16+3)	2,0(1)	X 17.0	0 1.1
高知市	168,812	19(16+3)	3,0(1)	X 16.0	0 1.6
久米市	125,352	16(13+3)	8,0(2)	X 8.0	0 5.0
岡津市	53,991	9(8+1)	5,0(1)	X 4.0	0 5.6
佐世市	228,132	28~30(28+2)	13,0(5)	X 16.0~18.0	0 4.3~4.0
八代市	49,861	8(7+1)	3,0(1)	X 5.0	0 3.8
別府市	94,632	13(11+2)	8,0(1)	X 5.0	0 6.2
那珂市	75,638	11(9+2)	2,0(2)	X 9.0	0 1.8
龍崎島市	35,100	3(12+4)	9,0(5)	X 22.0	0 2.9

みると、一〇年以上一五年未満が一三台、一五年以上が六台（この中には三十数年に及ぶ古色ぞう然たるものもあるという）となっており、これらを合算すると実に全体の八〇パーセントに当り、完全に使用できる自動車ポンプは僅かに二〇パーセントにすぎないこととなる。

このような自動車ポンプを主力とする消防力ではとうてい市民の安全を保證し得ないであろう。しかし常設消防力の基準は、火災の総合的危険性に重要な影響を及ぼす他の要素すなわち、気象状況・水利施設・通報及覚知設備・市街地の状況・火災予防等の特異性を勘案して個々の市町村について理想的なポンプ台数を定めたものでは無い。従つてただ単に基準台数に対する現有台数の充足率の大小によつてのみ消防力の優劣、ひいては火災危険度の大小を論ずる訳にはいかないであろう。次にそれぞれの市の消防力が火災に因連のある他の諸要素と相対的に評価された都市等級調査の結果によつて検討を進めたい。

2 都市等級調査結果からみた都市の消防力

都市等級というものは、消防研究所において「都市等級基準」に基いて、都市の火災に対する総合的な危険性を客観的に判定して、その結果改善すべき欠点の所在を明らかにするとともに、各都市相互間の火災危険の比較を可能にすることを目的として調査決定されたものであり、等級別の

全国計	1年未満	1~2	2~3	3~4	4~5	5~9	9~10	10~14	14~15	15年
2461	126	180	186	143	157	173	164	912	46	454

(註) 大・中・小型自動車ポンプ、水櫃付自動車ポンプ、及び自動三輪車ポンプの合計を単令別に調べたものである。(昭和28年4月1日現在)

級別	市数	市名
1, 2		
3	1	函館
4	4	札幌 仙台 名古屋 京都
5	20	小樽 室蘭 青森 八王子 横浜 横須賀 新潟 高岡 甲府 長野 岡谷 静岡 大塚 神戸 姫路 徳島 吳 津山 戸畑 東京
6	24	旭川 釧路 秋田 山形 盛岡 仙台 水戸 前橋 桐生 川口 浦和 熊谷 大宮 船橋 武蔵野 立川 川崎 平塚 高田 柏崎 新潟 金沢 福井 松本 飯田 諏訪 岐阜 浜松 清水 伊東 豊橋 一宮 草刈 山田 大津 舞鶴 福知山 新庄 吹田 八尾 泉 大津 東塚 泉佐野 池田 茶臼 新宮 西宮 明石 芦屋 姫路 伊丹 尼崎 大阪 岡山 倉敷 下関 宇部 徳山 松江 鳥取 別府 長崎 佐世保 福岡 門司 小倉 八幡 久米 若松 田川 直方 飯塚 高崎 鹿嶋 高知
7	23	釧路 帯広 北見 網走 八戸 盛岡 秋田 米沢 福島 平石 巻 塩釜 宇都宮 足利 栃木 高崎 伊勢崎 川越 千葉 船橋 松戸 市川 小田原 藤沢 茅崎 三浦 葛山 小松 七尾 武生 上田 多治見 高士 宮 沼津 三原 岡崎 瀬戸 四日市 津 桑名 彦根 長浜 塚 岸和田 豊中 守口 枚方 和歌山 田辺 洲本 加古川 鳴門 高松 松山 今治 寺前 高松 尾道 福山 三原 玉野 山口 防府 小野田 下松 米子 大分 日田 佐伯 唐津 大牟田 新城市 延岡
8	24	夕張 若狭 留萌 一岡 能代 酒田 日立 佐野 鹿沼 館山 木更津 長岡 大塚 高山 島田 飯田 半田 豊川 津島 松阪 上野 高槻 茨木 大和高田 海南 坂出 岩国 萩 沼田 中津 熊本 藤原 大村 佐賀
9	18	上野 大田 敦賀 若原 春日井 碧南 藤田 林 相生 丸龜 八幡浜 西條 光 尾 島 出雲 白根 鳥取 川内 秋崎
10	1	鈴鹿

(註) 第三回調査分については、欄末に一覧表を掲げてある。

欠点表は次表のように定められている。

級別	欠点
一級	0
二級	1
三級	2
四級	3
五級	4
六級	5
七級	6
八級	7
九級	8
十級	9

なお、火災危険の要素として水利・消防署・通報及び覚知・火災予防・市街地の状況（建築物の配置と構造的特質）・気象条件の六要素に大別している。

しかし、この基準による調査は、昭和二八年度に着手したばかりであって、現在僅かに五一市を調査したに過ぎないので、才一回の調査（市街地の状況を抜きにして）を完了した二二五市の結果についてみると、函館市（北海道）の三級（総欠点二四六七点）が最上位を占め、鈴鹿市（三重県）の一〇級（総欠点五五〇点）が最下位に落ちており、一応大火の危険から脱したと考えられる五級以上が二五市、消防が理想の半ばに達した（消防の欠点数が一六〇点である）から欠点数八〇点以下としたと考えられる市が二〇市、等級が五級以上で、かつ、消防の欠点が八〇点以下の市に至っては僅かに一三市である。

次に級別市数及び市名を掲げてみると、欠点表の如く六級が七四市で最も多く、七級七三市・八級三四市・五級二〇市・九級一八市・三級及び一〇級がそれぞれ一市となっており、六大都市は京都名古屋が四級東京・大阪・横浜・神戸が五級となっている。又過去の大火で惨害を蒙った函館が全市中最優位の三級に位し、静岡が五級となっていることは、市民の理解と決断を促さなければ

ほとんどの市が大火の危険を回避できることの有力な示唆といえよう。

なお、昭和二七年に大火のため壊滅的損害を蒙った鳥取市が六級（昭和二四年六月調査）と評定されていたことを考之れば、六級以下二〇〇市の市民の安全は常に脅威にさらされているといつても過言さばらなろう。

以上市制施行地二二五の都市等級調査の結果に基いて消防力の現状を検討した結果を要約すれば、極く一部の市を除いては消防力はきわめて劣勢であり、全体の九〇パーセントすなわち二〇〇余市が大火の危険にさらされているということになる。

次に町村消防の現状を検討してみることにしたい。

消防団の設備及び運営基準に基づく等級別町数調査(府県別の報告)

府県別	調査された 町数	級 別										調査年次
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
北海道	29	1	2	7	6	5	8	-	-	-	-	昭和27,昭和28
東北	183	9	37	49	45	30	8	5	-	-	-	昭和27~29
	5	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	昭和27~28
関東	24	-	-	1	7	6	6	4	-	-	-	昭和29.1.12日
	3	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	
北陸	80	2	5	33	27	11	2	-	-	-	-	昭和27~28
	85	1	4	14	23	27	12	4	-	-	-	昭和27~28
東山	65	-	8	17	18	14	4	8	1	-	-	昭和27~28
東海	257	1	11	51	100	63	23	6	2	-	-	昭和28
	10	-	5	4	1	1	-	-	-	-	-	昭和27~28
近畿	6	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	昭和27~28
	182	-	-	-	60	59	34	18	8	3	-	昭和28
中国	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	昭和27.11.12日
	150	-	8	23	28	22	33	19	10	5	2	昭和27~28
四国	10	4	1	2	1	1	-	-	-	-	-	昭和28
	6	1	-	1	4	-	-	-	-	-	-	昭和29.10.31日
九州	148	-	5	4	5	2	-	-	-	-	-	昭和28.3.31日
	8	1	2	2	1	2	-	-	-	-	-	
合 計	54	2	4	12	15	7	6	4	4	-	-	昭和27~28
	1,172	23	93	225	345	251	137	63	25	8	2	
	(%)	2	8	19.1	29.5	21	12	5.4	2.1	0.7	0.2	

次に消防団の設備及び運営基準に基づく調査町村一七二の等級をみると、

等級	町数
一級	1
二級	1
三級	2
四級	1
五級	1
六級	1
七級	1
八級	1
九級	1
十級	1

一(二)の総合得点を二〇〇点としており、総合得点と級別の関係は左表のとおりである。

並「消防団の設備及び運営基準」において付理想(出火した一棟の建物から他の棟に延焼させられる。)

従って郡部の消防力を検討するために日消防団の現状を分析しなければならぬわけであるが、こいらい消防団の設備及び運営の状況を建物火災防禦の観点から機械・団員・水利及び通報施設・教養訓練・予防・機械整備等の広範な要素を調査して、その消防団の等級を決定する基準所謂「消防団の設備及び運営基準」(昭和二七.三.一八日・国消発字三〇号)によって調査された結果表(一部府県ではあるが)があるから、これを資料として検討することが便利であると考えられる。

(四) 町村消防力の現状

わが国人口の六割を占める郡部(町及び村)の消防は、僅かに七六(町七五、村一)の町村が常設消防を設けているのみで他はすべて消防団の活動に依存している状態であり、この消防団のうち火災に備えて常時待機している組織、所謂消防団常備消防部を設置しているのは八三カ町に過ぎない実状である。

従って郡部の消防力を検討するために日消防団の現状を分析しなければならぬわけであるが、こいらい消防団の設備及び運営の状況を建物火災防禦の観点から機械・団員・水利及び通報施設・教養訓練・予防・機械整備等の広範な要素を調査して、その消防団の等級を決定する基準所謂「消防団の設備及び運営基準」(昭和二七.三.一八日・国消発字三〇号)によって調査された結果表(一部府県ではあるが)があるから、これを資料として検討することが便利であると考えられる。

前表の如く一級は僅かに二三カ町村(二%)、二級九三カ町村(八%)、これを合せたものが全体の一〇%である。しかも群馬からの報告は先ず優良町村から調査された傾向があるから、全町村の調査結果は、この表よりも高順位の比率はるかに低下するであろうことを予測するとき、町村もまたそのほとんどが大火の危険にさらされていることを認めないわけにはいかない。

村は建築物の密度が疎散をあって比較的延焼阻止が容易であり、したがって現在の劣弱な消防力をもってしても一件当り焼損率及び損害額が甚だしく大きくはなかつたが、町は、その中心部の建築密度は市とほとんど変わらず、しかも建築物の不燃化がおくれており、加うるに道路は狭く防火帯となり得る公共建築物(耐火造)も少ないので、延焼危険はさきの統計に表われた如く甚だ大きい。町の消防力強化は急務中の急務であると思う。

以上市及び町村の消防力を検討した結果を要約すれば、全市町村の消防力はやや充実されつつはあるが、住民の生命、身体及び財産の安全を保証するには余りにも弱体であるといわなければならぬ。

### 五、火災の未然防止・早期通報及び初期消火

備之有れば憂い無し、という言葉があるが、消防界の現状からみてこれくらい痛切にひびく言葉はない。人員、ポンプ、水利、通報覚知等の何れの面をみても備之の力は至って弱く、しかも建築物の不燃化や防火性の強い都市計画の進行もまたより以上に遅々たる歩みである。

このような現状を直視するとき、われわれが消防力を極力充実して、火災の予防鎮圧のため勇往邁進せねばならないことを痛感する次第であるが、それと同時に国民の協力にまつべき火災の未然防止と、早期通報及び初期消火の徹底浸透を図り、わが国の火災の特長を造成する弱点を補強することが大切なことはいっまでもあるまい。

#### (一) 火災の未然防止

現在の消防が、自治消防、予防消防、といわれるゆへは、消防組織法及び消防法の施行によって、機構においては警察と分離独立をみ、完全な市町村の自治制度を採用し、実体的活動の面においては火災予防に關する任務と権限が新に消防機関に賦予されることも、国民一般の火災予防態勢の確立に意を用いることであるが、特にこの後者すなわち火災予防の新分野こそは注目せらるべきである。

備之の無いものは残念ながら火の元用心の要慮を多くせねばならないのである。これは例之ば、病弱者が日常生活において健康保持のため細心の注意を払わなければならぬのと同理である。しがも徒らに憂うるばかりでなく、軽ばぬ先のつえ、すなわち予め備えることによつて差支へぬべきなのである。

わが國の出火率は欧米諸國のそれに比較して著しい低率であった、たとえ出火の經過や発火源から推論して火災の原因が不注意に基くものであつたとしても、ほぼ人間の注意力の限界に達し

ているのではあるまいか。といふことも一応考へられるが、多くの火災のいきまつを調べてみると、そのようなることは全くないことが断言できるのである。

例之成、熱海大火の原因は、たばこであつたが、これの経過を調べてみると、屋内のガソリン缶の周囲で喫煙しながら、たばこやマッチの燃えこしをガソリン缶の中にほうり込んで、発火するか否かを試みたことから火災となつており、一説には発火すると主張する者とこれに反対する者がかけをしいたともいわれている。又東京都内の或る浴場では、かまき、詰めのセルロイド屑を壁口にほうり込んで猛烈な火災の逆流により火災に至つたこともある。これらはガソリンやセルロイドの性質の理解が浅くして火災となつたものである。

次に消防機関の予防査察によつて危険箇所へかまごの桶蓋不備、非常階段未設置を指摘され、数回に亘つて改善の指導をうけるが、これが実行を怠つたため遂に火災となり焼死八名、負傷者二名を生ずるに至つたのが「日の出レストラン」(札幌市、昭和二七、八、二五日)の惨事である。火災の経過を調べてみると、健全な常識を以つてもつきさが、と思へることから出火に至つた事例もあるが、前例の如くあきれる程の無知と、不注意に端を発している事例がほとんどである。

以上のことからかりして火災の根源を断つためには、国民の多くが燃焼や海火の原理を理解し、危険物の知識をもち、進んで防火施設を設け、火の元検査を行い、火災を未然に防止することにつ

とめねばならない。

(二) 早期通報

火災の未然防止につとめても、この社会から火災の発生を絶滅させることは不可能なことである。不幸にして火災が発生した場合は、一秒でも早く火災報知機・電話等によつてお互いにこれを消防機関に通報する習慣を養成しなければならぬ。早期通報こそは発生した火災の延焼を最小限度に阻止するための最良の方法だからである。

では火災の発生したところを早く通報した場合と、後れた場合とでは結果にどのような相違があるであろうか。火災報知専用電話(一一九番の類)によつて通報されたものと、警備から発見されるまで通報協力がなされたものとの火災一件当り焼損坪数を比較してみると(昭和二九年一月一六日)下表のように市部においてほ警備発見によるものがはるかに大きく、火災報知専用電話によるものの約五倍を示している。これに反して郡部ではいささか趣きを異にして僅かながら警備発見によるものの方が小さくなつてゐる。

次に東京都(特別区昭和二九年一月一六日)のものについてみると警備発見による一件当り焼損坪数三三坪換算数が一八七六、五八八四、火災報知専用電話によるものが七坪、四六一、四三三坪を示している。また消防機関が火災を覺知してか

市部別	警 知 方 法					
	火災報知専用電話			警 備 発 見		
	件数	坪数	一件当り坪数	件数	坪数	一件当り坪数
市 部	3,975	45,845	11.5	786	42,217	53.0
郡 部	74	3,375	45.4	109	4,282	38.7
全国平均	4,049	49,220	10.2	894	47,500	53.2

ら放水開始までの時間の長短によって一件当り焼損坪数がどのように変化するかを調べてみる（東京消防庁昭和二八年）下表のように消火着手時間の遅延するに従って焼損坪数が増大しており、消火に早く着手することの効果が如実に表われている。しかも東京都（特別区）のように消防力が強く道路も整備され通報覚知の施設も整った都市でも、覚知から五分未満に消火に着手されたものは僅かに二〇パーセントであり約六〇パーセントは五分以上一〇分未満を経過している。これに出火から通報までの時間を加算して、木造建築物の焼損速度に對比してみれば通報がいかに緊急を要するかを理解できよう。

経過時間	火災件数	一件当り焼損坪数
5分未満	112	27
5分～10分	345	44
10分～15分	94	55
15分～20分	23	79
20分以上	9	89
計	588	(平均) 45

(註) 火を消いた件数である。

わが国の左様な消防力の現状にとつてこれほど重要の意味を持つ早期通報が今日なおおた介に行われず大火の一原因となつている理由は二、三に止まらない。例之は自動車ポンプの出動台数に応じて罰金を徴せられるものと思ひ込んでゐること、失火罪の理解を欠くため不当に恐れること、社会的制裁のきびし過ぎること等のため秘密のうちに消火しようとしたり、又は日常の油断からろつばいの極に達して茫然自失するといふようなことである。更に物の持ち出しに専念して通報を後にする例も見受けられる。

(三) 初期消火（家庭及び取場）

火事は最初の一介間々という標語があるが、これは初期消火の要諦であり、これが充分に行われればいかに延焼速度の早い木造建築物の火災でも、大抵はバケツ一杯の水か泡消火器一個の力で消し止められ、火災損害の極少局限の理想が達せられること必定である。

この初期消火の効果を挙げるためには、家庭及び取場に有効適切な初期消火用器具が常時備へられていなければならぬことは勿論である。しかもこの備へは、いかに優れた消防力を有する都市の市民をも怠るわけにはゆかない。というのはこのような都市においても先にみたように、出火から消防機関が消火に着手するまでには相当の時間がかかるからである。ではこのように重要な初期消火態勢の現状は、果してこれだけの現実的裏付けを持つてゐるであらうか。

戦時中あれだけ整備された防火用水槽、砂のう及び火たき、等は、現在ほとんど姿を消してしまつたし、その他の消火器具の設備も未だ充分に与されてゐるとはいえない。このことは昭和二九年一月—六月における市部郡別使用消火器別件数割合（建築物火災のみ）の結果によつてもうかがうことができる。すなわち次表によれば

市部別	管別		泡	砂	消火器	放水ス	水樽	消火器	消火器	消火器
	小	計								
市部	八、一五五	四八	六、二四	一、五七	七	五	一	二、一四六	一、一五	三、〇六七
郡部	四、四六一	二、四	五、五	三、三	一、一	一、八	四、九	七	二、一七八	二、六九五
合計	一二、六六六	六、八	一一、七九	四、八	八	六	二、九	二、五五二	二、四	五、七四五

総件数一二、六六六件中、砂、放水ス付水樽消火器の九種の消火器を使用したのは市部で二、九六パーセント郡部で二、四四パーセントに過ぎないのである。尤も、消火器の使

用率が低いのは、設備された絶対数が少ないことによるのは勿論であるが折角備えられていながら用途や使用方法を知らないため、宝の持ち腐れに終わったというようなこともあろうと考えられる。次に主な消火器の用途を掲げると左表のとおりである。

消火器の種類	用途
酸アルカリ消火器	一般の火災用、油火災や電気火災には不適當
泡消火器	一般の火災にも使えるが特にガソリンなど燃えやすい油の火災に適當、電気火災には不適當
四塩化炭素消火器	油火災や電気火災に適當
一塩化一臭化メタン消火器(CB消火器)	右に同じ
炭酸ガス消火器	油火災や電気火災に適當
水噴付ポンプ消火器	一般の火災用、油火災には不適當、電気火災をも一五米離れた使用すれば有効である。
粉末消火器	油火災や電気火災に適當

最後に一言しなければならぬのは、これほど重要な初期消火ではあるが、これはあくまでも火災の発生したことを消防機関に通報した後、又はこれと併行して行われるべきものであって、初期消火に専念して通報を遅らせたり、忘却したりすることのないよう充分戒心しなければならぬことである。

### 六、むすび

わが國の火災の実態と消防力の現状を概観して、火災をなくするためには、消防力の充實強化と建築物の不燃化との二対策の推進が必要であること、火災の未然防止、早期通報及び初期消火の実践の緊要性が痛感されたのである。

前者の二対策の推進は、財政及び経済上の事情によって一朝一夕に改善することの困難な長期的対策であるとしても、後者は国民一般が、日々これを実践して行かなければならぬ問題であることが明らかにされた。これらの対策の推進や実践が面々相まって、実現されるならば、火災は、激減し、不幸にして発生しても、小火でとどめることが可能なのである。火災をなくすることによってこそ、われわれは人の死傷や経済的困難からまぬがれ、民生の安定と経済の発展とは、その根底において確保されることと信するのである。

# 都市等級一覽表(才二回0分)

整理番号	市名	象條件級	市況(5500)	市況の知識及び各業の進級					人口		消防		消防署(消防)		消防団		消防団 年一月
				知識地 級(4500)	水利 (4500)	青野畜 (3300)	通商 (2500)	手防 (1500)	市況	人口	消防 団数	消防 署数	消防 団数	消防 団数			
0401	吹	II	2792	925.7	238.6	261.4	271.5	224.7	173	29,024	456	151	13	208	0	28-7	
0402	吹	II	2547	125.9	265.6	443.6	431.7	197.6	6	49,206	0	53	6	400	5	28-8	
0503	大	II	2725	218.6	941.7	45.4	494	262.6	177	31,125	0	32	3	154	5	28-8	
0504	大	II	2879	206.6	271.7	424.4	425.7	154.4	156	35,696	0	32	4	200	0	28-7	
0702	松	II	3045	925.7	222.5	499.6	444.7	290.8	20	62,543	243	32	4	311	5	28-7	
0703	松	II	3026	897.7	205.5	452.6	444.7	263.8	56	66,643	405	39	5	779	11	28-7	
0705	松	II	2862	658.5	245.6	211.7	434.7	170.5	64	73,160	280	42	4	270	7	22-7	
0706	松	II	3740	883.7	295.7	472.6	472.8	262.6	6	34,487	0	24	2	397	6	28-7	
0901	聖	II	1992	684.5	42.3	431.4	423.7	70.2	64	11,923	563	88	3	449	9	22-9	
1205	小	I	2070	46.4	393.3	520.5	311.5	202.6	128	72,265	388	58	6	553	9	22-11	
2204	水	I	2677	501.4	343.3	302.7	450.8	245.7	200	95,027	434	41	4	299	19	22-5	
2205	水	I	2767	128.9	360	524.5	271.5	224.7	200	37,029	189	23	4	135	3	22-5	
2212	水	I	3936	628.5	944.7	1204.10	644.10	346.10	240	37,100	0	0	4	220	8	22-5	
1801	福	I	2186	526.4	694.5	512.5	394.6	94.3	26	1,01,114	431	84	11	270	1	28-11	
1802	福	I	2561	524.4	653.5	715.7	344.6	202.6	120	32,279	0	23	4	168	4	28-11	
2706	吹	I	2563	511.4	689.5	667.6	370.6	268.2	63	8,723	394	50	9	153	1	28-3	
2707	吹	I	3110	238.6	241.6	226.7	428.8	202.6	64	77,445	524	40	6	302	2	28-3	
2710	吹	I	2614	688.6	745.6	995.6	333.7	202.6	44	35,529	125	35	5	56	1	28-3	
2712	吹	I	2732	530.4	269.7	224.7	267.6	224.7	-	37,466	72	20	5	323	1	28-3	
3102	米	II	3226	289.7	250.6	224.7	400.7	224.7	95	60,306	220	45	6	330	0	28-11	
3201	江	II	2274	616.5	406.3	538.5	400.7	170.5	144	29,609	552	55	3	267	5	28-11	
3202	江	II	3340	852.7	232.5	902.8	400.7	268.8	280	41,782	139	16	3	271	2	"	
3203	出	II	3479	868.7	903.7	926.8	413.7	224.7	135	45,604	32	17	3	440	9	"	
3204	出	II	3644	961.8	722.2	921.9	346.6	312.9	250	42,296	59	15	1	238	1	"	
3601	德	II	2671	670.5	434.3	224.7	320.7	202.6	32	29,684	527	56	1	203	4	29-5	
3602	德	II	3055	706.6	986.7	824.7	293.5	220.7	25	42,372	144	22	3	452	0	"	
4304	本	I	3042	653.4	625.5	816.7	462.8	322.9	104	37,415	0	24	2	480	8	"	
4305	本	I	2393	511.4	513.4	222.6	344.6	134.4	190	29,186	133	16.8	8	260	7	"	
4306	本	I	2914	412.4	1032.8	250.7	284.7	290.8	46	64,431	9	20	3	220	2	"	
4307	本	I	3283	523.5	862.6	822.8	550.9	290.8	125	46,459	0	21	3	945	0	"	
4308	本	I	2721	395.3	332.6	464.7	400.7	290.8	40	43,583	160	22	2	104	1	"	
1501	長	I	2277	455.4	779.6	717.5	334.6	154.4	68	24,225	551	67	9	266	2	29-5	
1502	長	I	2557	628.5	315.4	713.7	324.6	222.6	320	48,221	34	34	5	174	4	"	
1504	三	I	2554	658.5	541.4	693.6	358.6	228.8	156	42,817	257	39	4	350	1	"	
1505	三	I	2212	544.4	645.5	464.4	400.7	152.5	01	52,358	320	57	5	150	1	"	
1506	新	I	3013	222.7	782.6	699.6	454.8	202.6	42	35,504	120	29	6	297	0	"	
1507	新	I	3046	788.6	373.3	316.7	400.7	290.8	379	38,412	154	18	3	233	0	"	
2501	大	I	2744	712.6	575.4	230.7	430.7	153.5	139	104,428	445	52	5	271	2	22-11	
2502	大	I	2957	493.4	1020.8	246.8	450.8	114.4	20	52,877	0	30	4	325	10	"	
2503	大	I	3210	761.6	1019.8	816.6	351.6	312.9	81	46,231	0	21	1	340	8	"	
1101	徳	II	1968	477.4	637.5	259.3	327.6	112.4	145	110,635	4827	26	26	697	15	29-7	
1401	徳	II	2174	501.4	925.5	302.3	336.6	134.4	156	19,673	785	183	15	710	7	"	
1402	徳	II	2220	706.6	683.5	202.2	341.6	113.4	182	135,707	685	163	11	424	1	"	
1403	徳	II	2025	449.4	712.5	305.3	329.6	70.2	150	105,947	270	113	8	1633	0	"	
1404	徳	II	1035	535.4	423.3	234.2	257.5	184.6	52	100,180	632	117	7	310	0	"	
1405	徳	II	1035	546.4	426.4	228.2	257.5	70.2	111	101,654	932	149	12	530	0	"	
1406	徳	II	2457	512.4	719.6	69.2	351.6	114.4	247	90,638	247	119	7	270	0	"	
1407	徳	II	1980	333.3	627.5	330.3	332.6	114.4	156	16,701	221	113	7	200	1	"	
1408	徳	II	1975	51.4	613.5	277.3	347.6	96.3	117	67,966	271	85	5	403	1	"	
1409	徳	II	2213	473.4	749.6	272.3	317.6	158.5	214	63,196	229	91	6	422	3	"	
1410	徳	II	1524	231.1	494.4	1273.3	341.6	70.2	65	72,772	143	120	9	403	2	"	

I: 市商標種目数50以下  
 II: 年間通風日数51日～100日  
 III: 年間通風日数101日以上

昭和29年上半年期

# 火災損害

# 概表

国家消防本部

区分 種別 月別	出火件数							焼損棟数				焼損 建物	
	合計	延焼 計	不延焼 建物のみ		山林 原野	船舶	車両 その他	計	全 焼	半 焼	部分 焼		
			建物	内容物									
合計	1504 1487	1262 1262	2392 2392	2333 2333	1295 1295	1799 1723	(3) 57	(3) 735	(92) 817	18474 10625	2765 2765	5034 5034	367551
1月	(51) 2421	2144 2144	398 398	(38) 1525	221 221	(5) 34	23 23	(7) 91	(7) 129	2799 1449	369 369	921 921	50147
2月	(66) 2621	2524 2524	504 504	(55) 1346	474 474	(28) 223	(7) 16	(3) 124	(16) 134	2535 2099	463 463	993 993	67707
3月	(122) 3693	2738 2738	555 555	(27) 1764	419 419	(83) 623	(7) 20	(4) 148	(23) 164	4311 2580	673 673	1058 1058	73632
4月	(99) 2645	2079 2079	408 408	(57) 1418	273 273	(58) 275	20 20	(9) 131	(9) 120	3181 1848	502 502	831 831	62383
5月	(88) 2163	1999 1999	302 302	(34) 1226	271 271	(4) 65	6 6	(2) 131	(27) 162	2912 1765	418 418	727 727	63632
6月	(42) 1539	1316 1316	225 225	(28) 854	237 237	(7) 3	2 2	(3) 110	(3) 108	1736 904	320 320	492 492	32050
昭和29年 1月~6月	4073	11964			1328	84	477	670					403738
昭和27年	12757	10427			1308	73	380	559					497593
昭和26年	12177												437371
昭和25年	11120												446958
昭和24年	11191												652190
昭和23年	10635												516304

坪数 山林原野	罹災世帯数			罹災人員	損害見概					
	計	全 焼	半 焼		合計	建物	山林原野	船舶	車両	その他
31406793	14010	8145	5865	67908	12794542007	12561465681	355527871	29202690	3692628	11921137
103576	2009	1089	920	9434	137170470	1354996965	490050	11290400	2733835	2259220
585058	2891	1748	1143	12121	7582213308	7561004342	2768541	2367490	8441310	2651525
18499641	3098	1767	1331	14113	2688669732	2394133873	271667403	7244150	4933598	3570883
4960023	2266	1221	985	11779	204163823	1976046785	46623700	7298550	10399789	855399
7255495	2428	1595	893	13037	270409248	2675200930	20859772	304100	5890631	1765815
3000	1258	665	593	6824	1104111226	110062766	1180800	716000	1433465	912195
58270787	11053	8949	2105		1480211190	14059052085	635021523	37785630	59196617	11099335
81890123	15819	12779	2040		30603386597	29840282583	69004955	19661070	48231278	3115581
6322186	12207	9773	2434		1194223383					
5287757	12597	11331	2266		12902016756					
3971376	12201	5687	2614		12776310046					
1309972	14911	12727	2184		2034061552					

年別	死傷者累年比較別訳		種別 月別	火災別死					
	死者	傷者		計	者				
					建物	山林	船舶	車両	その他
昭和29年 1月~6月	271	3287	合計	271	258	3	2	6	2
昭和28年	328	2465	1月	70	70	0	0	0	0
昭和27年	312	6138	2月	67	65	0	0	1	1
昭和26年	440	2515	3月	66	63	1	0	2	0
昭和25年	257	2938	4月	30	24	2	2	2	0
昭和24年	274	2796	5月	23	21	0	0	1	1
昭和23年	261	1122	6月	15	15	0	0	0	0

年別	消防吏員死傷者						消防吏員死傷者										
	死者			傷者			死者			傷者							
	建物	山林	船舶	車両	その他	計	消防吏員	消防員	消防員	消防員	その他						
昭和29年 1月~6月	3065	61	19	109	33	271	1	5	209	6	50	3287	405	1288	968	364	262
昭和28年	395	2	5	23	5	70	0	1	58	0	11	410	53	140	145	24	48
昭和27年	546	11	0	9	4	67	0	1	58	1	7	570	64	229	175	68	34
昭和26年	679	39	7	56	10	66	0	1	44	5	16	991	101	319	204	90	77
昭和25年	540	8	6	4	2	30	1	1	16	0	12	560	69	256	141	69	25
昭和24年	553	1	1	10	1	23	0	0	21	0	2	566	64	193	178	74	57
昭和23年	372	0	0	7	11	15	0	1	12	0	2	390	54	151	125	39	21

注、出火件数欄の( )内の数字は損害額を伴わないものの件数を再掲したものである。